

## 更新手続きフロー図

【スタート】現在、県産品PR用キャッチフレーズ等を使用していますか。

いいえ



更新手続きは不要です。  
平成23年4月1日以降、自動的に使用できなくなります。



はい

使用している商品は次に該当しますか。

**\*一次産品へ使用している場合**

青森県内で生産されている

**\*加工品へ使用している場合**

青森県内で生産されたものを主原料として使用していて、さらに県内で加工されている

**\*HP、チラシなど販促物に使用している場合**

青森県産品PR用の販促物である

いいえ



その商品に県産品PR用キャッチフレーズ等を使用することはできません。  
使用中止届出書を提出し、速やかに商品への使用を中止してください。

その商品について、今回更新手続きは必要ありません。  
届出した日から2年間を経過する日の属する年度の末日まで使用できます。



はい

使用している商品は平成18年2月20日～平成21年3月31日までに届出した商品ですか。

いいえ



平成21年4月1日以降に届出をしている商品ですか。



はい



はい

平成23年4月1日以降も引き続き使用する予定ですか。



いいえ



はい

更新手続きが必要です。

【手順】

届出書(更新)を作成し提出。  
産地証明書等の写し、使用状況のわかる写真を添付。



いいえ

更新手続きは不要です。

平成23年4月1日以降、自動的に使用できなくなります。

速やかに届出書(新規)を作成し提出してください。

【手順】

届出書(新規)を作成し提出。  
産地証明書等の写し、使用状況のわかる写真を添付。

問合せ：

青森県農林水産部総合販売戦略課

電話：017-734-9571